

コミュニティセンターでの使用許可事例(案)

令和元年9月17日
公共施設対策特別委員会 資料

No.	主催	対象	事業内容	許可	条件付き許可	不許可	備考
1	地域団体	地域住民	地域住民の集会、会議等	●			・減免対象
2	利用者団体	会員	定例利用のサークル活動	●			・減免対象
3	利用者団体	会員 地域住民	定例の利用と異なる場合(例:発表会等のイベント)	●			
4	その他団体	地域住民	学習会、研修会等	●			
5	地域団体 利用者団体 その他団体	地域住民	演劇や演芸、コンサート等		●		・参加費を徴収することも認める。 ・演劇や演芸、コンサート等の興行にあたるイベントは月4回以内に限る。
6	地域団体 利用者団体 その他団体	地域住民	遊休品等のバザー(慈善事業)及びフリーマーケットの開催		●		・団体の活動の一環として行うバザーやフリーマーケット、これらの準備や文化祭等の事業参加のための準備(食品加工、工作など)は許可する。
7	地域団体 利用者団体 その他団体	地域住民	飲食を主目的とした会合		●		・施設の管理上支障が生じる場合は不許可とする。
8	地域団体	地域住民	飲酒を伴う会合		●		・飲酒を伴う会合は、地域行事に係るもので、センター長が認めるものを許可する。
9	市	地域住民	市が主催又は共催する説明会、相談会、研修会、講座などの事業	●			・減免対象
10	国 県 独立行政法人	地域住民	国・県・独立行政法人が主催する説明会、相談会、研修会、講座などの事業		●		・自前の会場では開催できない場合や、広く地域住民が対象となる場合に限る。
11	小中学校、幼稚園、保育園(私学を含む)	地域住民 関係者	市内に所在する義務教育諸学校、幼稚園及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が実施する事業		●		・自前の会場では開催できない場合に限る。
12	高等教育機関	地域住民 関係者	市内に所在する高等教育機関(高等学校、大学、専修学校、各種学校)が実施する事業		●		・自前の会場では開催できない場合に限る。

コミュニティセンターでの使用許可事例(案)

令和元年9月17日
公共施設対策特別委員会 資料

No.	主催	対象	事業内容	許可	条件付き許可	不許可	備考
13	事業者	従業員	大津市が実施する出前講座等を活用した社員研修		●		・地域の事業者が行う場合に限る。
14	事業者	地域住民	分譲開発・マンション建設等地元説明会	●			・公益性が認められるため
15	事業者等	地域住民	商品の販売等(講座でのテキスト販売や、フリーマーケットは除く)			●	・物販施設となり、施設管理上支障が生じるため
16	事業者等	地域住民	マルチ商法等の説明会、勧誘等			●	・コミュニティセンターに対する市民の信頼を損なう営利活動であるため
17	個人教室等	生徒関係者	民間教育事業者の学習成果発表(ピアノ・バレエ発表会等)		●		・地域の個人教室等が行う場合に限る。
18	社会福祉法人(社会福祉団体)	地域住民	地域活動や地域振興を目的とした活動	●			
19	医療法人	地域住民	地域活動や地域振興を目的とした活動	●			
20	同業者組合	組合員	特定の企業の利益には無関係の業界団体(商店街組合、〇〇士会、〇〇協同組合)による学習、会議を目的とした使用		●		・一時的利用に限る。
21	事業者各種法人組合等	地域住民	文化・芸術活動事業をはじめとする教育・環境・福祉などを含めた社会貢献活動(講演、公演、討論、展示等)	●			
22	NPO法人 社団法人 財団法人	地域住民	地域活動や地域振興を目的とした活動	●			
23	地域住民(個人含む)	関係者	自習などの学習利用や自主練習、数名での談話などの個人的利用	●			・休憩や仮眠のみでの使用は不許可

注 1 地域団体:自治会、女性会、子ども会、PTA、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、体育協会、スポーツ少年団、人推協等

注 2 利用者団体:定期的にコミュニティセンターを利用するグループで、登録基準を満たして各コミュニティセンターに登録されている団体

注 3 その他団体:地域住民等で構成し、文化、教養、体育、レクリエーション等に関する学習活動を自主的かつ主体的に取り組んでいる団体(地域団体、利用者団体を除く)

注 4 事業者等:事業者の他、地域団体や利用者団体、各種法人、個人を含む

新たな使用例

不許可となる使用例